

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

厚生年金 事案 2303

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年2月から10年7月までは59万円、同年8月から12年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から12年2月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成7年2月1日から12年2月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっている。実際に支給された給料は給与明細書のとおりであることから、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、平成7年2月から10年7月までは標準報酬月額59万円、同年8月から12年1月までは標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、当初、申立期間の標準報酬月額は、平成7年2月から10年7月までは59万円、同年8月から12年1月までは41万円と記録されていたところ、平成12年1月26日に、7年2月から12年1月までの全期間の標準報酬月額を、5年間、遡及して20万円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できる。

一方、この期間における申立人への給与の支給額については、申立人から提出のあった給与明細書及び源泉徴収票から、訂正前の標準報酬月額に見合った額が支払われたものと認められる。

さらに、A社の代表者、代表者の妻及び経理担当者によると、同社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者から、同社への差押処理を回避するためには、過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額の届出をするよう指導されたと供述している。

そこで、社会保険事務所に当該供述について照会したところ、滞納処分票を

保管しており、平成12年1月18日の事蹟欄には「事業主月変にて滞納減らし」と記載があるところ、代表者の標準報酬月額（そきゅう）の記録についても、平成12年1月26日付けで6年2月まで遡及して9万2,000円に引き下げていることが確認できる。加えて、当該事業所は、平成12年1月の時点において厚生年金保険料を滞納していたが、当該遡及訂正処理により、多額の滞納額が減額されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を5年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額（そきゅう）の遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。なお、代表者以外の従業員では、申立人の標準報酬月額のみが引き下げられているが、このことについては、代表者の妻（取締役）が、社会保険事務所より、滞納額を減らすため給与の高い者の報酬月額を減額することにつき指導があり、そのとおりに届け出たが、申立人には事前にその旨を告げなかったとしている。また、申立人は平成9年6月30日まで取締役であったが、その任務は工場の責任者であり、さらに、当該遡及訂正処理時においては取締役を退任していたことから、当該届出に関する職務上の権限を有していたと認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成7年2月から10年7月までは59万円、同年8月から12年1月までは41万円と訂正することが必要である。

厚生年金 事案 2304

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 10 年 3 月 17 日まで

申立期間は経理課に所属したが、平成 10 年 3 月に業績不振のため倒産した。厚生年金保険料も延滞していたため、社会保険事務所により、報酬月額を 8 年 11 月から 59 万円を 20 万円に減額するよう指導された。しかし、預金取引記録表のとおり、申立期間以前と給与振込額は、変わらず 60 万円程度で推移しており、標準報酬月額が 20 万円というのはおかしい。社会保険事務所の誤った指導で不当に年金額が減額されたのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役を務めていた A 社は、社会保険庁の記録によると、平成 10 年 3 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が同年 3 月 12 日に 8 年 11 月から 10 年 2 月まで 59 万円が 20 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人及び事業主によると、当時、保険料を滞納していたため、社会保険事務所から、申立人を含む取締役 5 人の標準報酬月額を平成 8 年 11 月から 10 年 2 月まで 59 万円から 20 万円に訂正する旨の届出書を提出するよう指導を受けたと供述している。事業主は、当該届出を提出することに関し、取締役会です承を得た上で社会保険事務所へこれを行ったと供述しており、社会保険庁の記録において、閉鎖謄本で当時取締役であったことが確認できる者の標準報酬月額が、同様に訂正されている。

さらに、当時の社会保険事務所の担当職員は、A 社が倒産した際、保険料の滞納があったため、差押えを行ったが、不足分があったことから、事業主に対して、既に支払った役員の報酬を見直すよう指導したと供述している。

これらのことから、事業主は、滞納保険料を減額するため、社会保険事務所

の不適切な指導に基づき虚偽の届出を行ったものと認められ、その結果、社会保険事務所において事実と異なる処理が行われたことが明らかであり、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

しかしながら、申立人及び事業主は、申立人は、当時、取締役として経理部長の職にあり、社会保険の事務に携わっていたと供述している。また、申立人は、当該減額処理が行われる数か月前から経理部長として数回社会保険事務所に呼ばれ、担当職員から滞納額の減額について指導を受けたとしている。さらに、事業主は、取締役会において、当該減額処理についての説明をし、全員から同意を得たとしている。これらのことから、申立人は、担当取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らを含む取締役の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。